

3月号 (522号)

甲は、令和X年12月29日午後10時ころ、普通乗用自動車（以下「甲車」という）を運転し、A市内の上り線と下り線が中央分離帯で区切られた片側3車線の直線道路（以下「本件道路」という）の第3車両通行帯を、法定最高速度（時速60km）を超える時速約146kmで進行中、左方路外の飲食店の駐車場から中央分離帯の開口部（切れ目部分）に向かって左から右に横断してきたB運転のタクシー（以下「B車」という）と衝突し、それにより、B及びB車の乗客らが死傷した（以下「本件事故」という）。

本件事故の発生経緯は、次のとおりである。①B車は、甲車の前方約132.6mの地点において、本件道路の横断を開始した。②甲は、その後も第3車両通行帯を進行したが、B車が見えたことから、B車が第3車両通行帯まで進出してくると判断した上、その後方を通過しようとしてハンドルを左転把させて甲車を第2車両通行帯に車線変更した。③甲車は、車線変更後、いまだ第2車両通行帯上にあったB車の右側側面に衝突した。なお、路面は小雨で濡れていたが、甲車がスリップしたりふらついたりした証拠はない。

甲に、危険運転致死傷罪の責めを負わせてよいか。

〈題材〉※各審級の裁判を解説中で引用・参照する。

名古屋高判令和3・2・12判時2510号81頁

第1審津地判令和2・6・16同87頁参照

〈参照条文〉

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律2条（危険運転致死傷） 次に掲げる行為を行い、よって、人を負傷させた者は15年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は1年以上の有期懲役に処する。

2号 その進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行させる行為

2月号 (521号)

甲は、警視庁警察官（警部補）として、令和X年10月20日まで、同庁組織犯罪対策部暴力団対策課に勤務し、同月21日、同庁調布警察署（以下「調布署」という）に配置換えになった後、翌22日から、同署地域課（交番）に勤務して、犯罪の捜査等の職務に従事していた。次の(1)から(6)までの事実が認められたことを前提に、甲に（単純）収賄罪の責めを負わせてよいかを検討せよ。

(1) 不動産デベロッパーA社の実質的経営者の乙は、令和X年7月15日、警視庁多摩中央警察署（以下「多摩中央署」という）の長宛に、B、Cらを被告発人とする公正証書原本不実記載・同行使罪の告発状を提出した。その告発内容は、A社が、東京都多摩市所在の土地の競売を申し立て、同年2月1日に同土地を競落したところ、同年6月27日の配当期日直前に、かねてA社に対して様々な妨害をしてきたBが、元暴力団組長のCらと共謀して、A社の取締役の辞任届等を偽造し、CがA社の代表取締役に就任した旨の嘘の登記を行った上、A社代表取締役C名義の競売申立取下書を提出するという行為に及んだとするものである（以下、この告発事件を「乙告発事件」という）。

(2) 乙は、その後、多摩中央署に乙告発事件の捜査を幾度も催促し、Bらの逮捕を期待していたが、進展せず、焦燥感を募らせるうちに、捜査が進まないのは、Bと昵懇の間柄にある警視庁組織犯罪対策部暴力団対策課の甲が警察内部で画策して捜査を妨害しているからではないかと段々強く思うようになり、同年9月になってもBが逮捕される様子がなく、資金繰りにも窮してきたため、その事態を打開する必要に迫られて、甲と親交がある不動産ブローカーのDらが甲との面談を再三勧めてきたところに従い、Dらを伴って、同年11月16日午後6時ころから、東京都渋谷区所在の飲食店Eで甲と会食した。

(3) 乙は、E店の一室で、甲に対し、甲がBから金を貰って捜査妨害をしているのではないかと質した。甲は、勤務先が暴力団対策課から調布署に変わった旨、及び、捜査妨害はしていない旨を説明し、続いて乙から、「多摩中央署の事件が進まなくて困っています。何とか早くならないですか。」と言われると、「今の自分は、多摩中央署の事件にとやかく言える立場ではない。そんな権限もないですよ。」などと答えたが、「でも多摩中央署には知り合いもいるので、捜査の進捗具合を聞くぐらいならしてあげますよ。」と言い、更に乙から、「よろしくお願いします。」と言われるとともに、後日乙の事務所（東京都渋谷区所在）で乙告発事件の書類を見てほしいと頼まれ、これを了承して同店を出た。

(4) 甲は、同日、知人のFに電話して、多摩中央署勤務のG警部補から乙告発事件の捜査状況を聞き出してくれるように依頼した。

(5) 甲は、同月20日午後1時ころ、前記乙の事務所に赴き、社長室で乙と会い、乙告発事件の関係書類に目を通し、「これは分かりにくい。多摩中央署では手間取るでしょう。ヤクザ絡みの告発なら暴力団対策課に持って行くのが早かった。後でよく読んでおきますよ。」などと言い、同書類を受け取るとともに、乙が捜査の進まない原因を知りたがっていたことは分かっていたため、「多摩中央署のGという知り合いに、どうなっているのか聞いてみま

すよ。少し動いてみますよ。」と答えたところ、乙から、「動くのには金も要るんでしょう。」と言われて、現金 100 万円を渡され、これを受領して同所を出た。

(6) 甲は、乙告発事件に関して多摩中央署に直接働き掛けをしておらず、何らの情報も得ていなかったが、乙に会えばまた現金を貰えるかもしれないと考え、同月 25 日、乙に電話して、「多摩中央署は頑張っているようだよ。」などと言い、再び前記乙の事務所を訪ねることにして、同日午後 3 時ころ、社長室で乙と会い、「警察に顔が利くヤメ検の弁護士がいないと駄目だ。紹介しようか。」などと話し、その際乙から現金 100 万円を受け取り、「私も、出来る限りのことはしてみます。」と言って、同所を出た。

〈題材〉※各審級の裁判を解説中で引用・参照する。

最決平成 17・3・11 刑集 59 卷 2 号 1 頁

第 1 審 東京地八王子支判平成 14・6・3 同 13 頁参照

第 2 審 東京高判平成 15・1・29 同 29 頁参照

〈参照条文〉

刑法 197 条（収賄，受託収賄及び事前収賄）1 項前段 公務員が，その職務に関し，賄賂を収受し，又はその要求若しくは約束をしたときは，5 年以下の懲役に処する。

警察法 64 条（警察官の職権行使）2 項 都道府県警察の警察官は，この法律に特別の定めがある場合を除くほか，当該都道府県警察の管轄区域内において職権を行うものとする。

1月号(520号)

(1) 甲は、東京都内で、国際運転免許証様の文書1通(以下「本件文書」という)を、顧客に販売する目的で作成した。

(2) 1949年9月19日にジュネーブで採択された道路交通に関する条約(以下「ジュネーブ条約」という)は、締約国若しくはその下部機構の権限ある当局又はその当局が正当に権限を与えた団体でなければ、同条約に基づいて国際運転免許証を発給することができない旨規定した上、国際運転免許証の形状、記載内容等の様式を詳細に規定している。我が国はジュネーブ条約の締約国であり、同条約に基づいて発給された国際運転免許証は、我が国において効力を有する。

(3) 本件文書は、その第1頁(表紙)に、英語と仏語で「国際自動車交通」、「国際運転免許証」、「1949年9月19日国際道路交通に関する条約(国際連合)」等と印字されているなど、ジュネーブ条約に基づく正規の国際運転免許証にその形状、記載内容等が酷似している。また、同頁には、「INTERNATIONAL TOURING ALLIANCE」と刻された印章様のものも印刷されている。

(4) 甲は、本件文書につき、メキシコ合衆国に実在する民間団体である国際旅行連盟(英語名 International Touring Alliance [略名 ITA])から委託を受けて、同団体東京事務所において作成した旨弁解しており、その弁解を排斥するに足る証拠はない。しかし、国際旅行連盟なる団体がジュネーブ条約に基づきその締約国等から国際運転免許証の発給権限を与えられた事実はなく、甲もこのことを認識していた。

甲に、(有印)私文書偽造罪の責めを負わせてよいか。

〈題材〉※各審級の裁判を解説中で引用・参照する。

最決平成15・10・6刑集57巻9号987頁

第1審 東京地判平成13・12・25同993頁参照

第2審 東京高判平成14・5・28高刑集55巻2号1頁

〈参照条文(刑法)〉

159条(私文書偽造等)1項 行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した者は、3月以上5年以下の懲役に処する。

12月号(519号)

甲は、妻 A と離婚後、親権等を巡って争いとなり、頻繁に、A の住居（B 市所在の 5 階建市営住宅の 1 階 102 号室。以下「A 方」という）に押しかけて、室内に入れるよう要求するなどしていた。令和 X 年 1 月 30 日、甲は、またも A 方に押しかけ、室内に入れるよう要求したが、A がその要求に応じなかったことから憤激し、同日午後 8 時 43 分ころ、A 方前の共用廊下において、所携の金属バットで A 方の玄関ドア（以下「本件ドア」という）を叩き、それにより同ドアには凹損（横 2.5cm×縦 1.7cm）が生じるとともに、その塗膜の一部が剥がれ落ちた（以下「本件凹損等」という）。

なお、本件ドアは、A 方の出入口に設置された、厚さ約 3.5cm、高さ約 200cm、幅約 87cm の金属製開き戸であり、同ドアは、前記市営住宅建物に固着された外枠の内側に 3 個の蝶番で接合され、これにより外枠と同ドアとは構造上家屋の外壁と接続し、一体的な外観を呈している。また、本件凹損等の修繕に要する工事費用は 2 万 5000 円であった。

甲に、建造物損壊罪の責めを負わせてよいか。

〈題材〉※各審級の裁判を解説中で引用・参照する。

最決平成 19・3・20 刑集 61 卷 2 号 66 頁

第 1 審 山口地下関支判平成 18・3・31 同 69 頁参照

第 2 審 広島高判平成 18・9・28 同 71 頁参照

〈参照条文（刑法）〉

260 条（建造物等損壊及び同致死傷） 他人の建造物又は艦船を損壊した者は、5 年以下の懲役に処する。よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

261 条（器物損壊等） 前 3 条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。

11月号(518号)

A社は、令和X年11月15日深夜、何者かによって盗難被害に遭い、約束手形130通(第三者がA社を受取人として振り出したもの。額面合計6億円。以下「本件手形」という)を盗まれた。甲は、この盗難があったところから同年12月上旬ころまでの間に、氏名不詳者らから、本件手形をA社関係者に売却することを依頼され、それがA社から盗まれた盗品であることを知りながら、同月上旬ころからA社関係者らに対し、盗難手形が出れば会社は莫大な損害を受けるとか取引先にも多大な迷惑がかかるなどと告げて、資金繰りや会社の信用を慮るA社の困惑した状況につけ込み、甲に任せれば安価に回収ができると言葉巧みに説得し、買取り条件等を交渉した上、同月14日、本件手形を準備してA社に出向き、A社従業員Bに対し、本件手形を代金9000万円と引換えに交付した。

なお、甲が本件手形を入手するまでの間に善意取得(手16条2項・77条1項1号)がされていた可能性はない。また、甲は、本件において450万円の利益を得たが、その経緯は判然とせず、甲が本件手形の所持者から本件手形を買い取った上でBに交付した(買取り費用8550万円)可能性と、本件手形の所持者が持逃げに備えた保証金を甲に提供させた上で本件手形を渡し、売付けに成功した後に利益を分配・精算した(甲の取り分450万円)可能性がある。

甲に、盗品等処分あっせん罪の責めを負わせてよいか。

〈題材〉※各審級の裁判を解説中で引用・参照する。

最決平成14・7・1刑集56巻6号265頁

第1審 富山地判平成13・3・27同268頁参照

第2審 名古屋高金沢支判平成13・10・4同272頁参照

〈参照条文(刑法)〉

256条(盗品譲受け等)1項 盗品その他財産に対する罪に当たる行為によって領得された物を無償で譲り受けた者は、3年以下の懲役に処する。

同2項 前項に規定する物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分のあっせんをした者は、10年以下の懲役及び50万円以下の罰金に処する。

10月号 (517号)

- (1) Aは、令和X年9月2日午後3時30分ころから、B駅近くのC公園において、ベンチ（以下「本件ベンチ」という）に座り、傍らに自身のポシェット（以下「本件ポシェット」という）を置いて、友人Dと話をするなどしていた。
- (2) 甲は、午後5時40分ころ、本件ベンチの隣のベンチに座った際に、Aらが本件ポシェットを本件ベンチ上に置いたまま話し込んでいるのを見掛け、もし置き忘れたら持ち去ろうと考えて、本を読むふりをしながら様子をうかがっていた。
- (3) Aは、午後6時20分ころ、本件ポシェットを本件ベンチ上に置き忘れたまま、DをB駅の改札口まで送るため、Dと共にその場を離れた。甲は、Aらがもう少し離れたら本件ポシェットを取ろうと思って注視していたところ、Aらは、置き忘れに全く気付かないまま、B駅の方角に向かって歩いて行った。
- (4) 甲は、Aらが、C公園出口にある横断歩道橋を上り、本件ベンチから約27mの距離にあるその階段踊り場まで行ったのを見たとき、自身の周りに人もいなかったことから、今だと思って本件ポシェットを取り上げ、それを持ってその場を離れ、C公園内の公衆トイレ内に入り、本件ポシェットを開けて中から現金を抜き取った。
- (5) 他方、Aは、上記歩道橋を渡り、B駅の改札口付近まで2分ほど歩いたところで、本件ポシェットを置き忘れたことに気付き、本件ベンチの所まで走って戻ったものの、既に本件ポシェットは無くなっていた。なお、本件ベンチからB駅の改札口までの距離は、約200mである。
- (6) 午後6時24分ころ、Aの跡を追ってC公園に戻ってきたDが、機転を利かせて自身の携帯電話で本件ポシェットの中にあるはずのAの携帯電話に架電したため、トイレ内で携帯電話が鳴り始め、甲は、慌ててトイレから出たが、Aに問い詰められて犯行を認め、通報により駆けつけた警察官に引き渡された。

甲に、窃盗罪の責めを負わせてよいか。

〈題材〉※各審級の裁判を解説中で引用・参照する。

最決平成16・8・25刑集58巻6号515頁

第1審 大阪地判平成15・11・11同518頁参照

第2審 大阪高判平成16・3・11同519頁参照

〈参照条文（刑法）〉

235条（窃盗） 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

254条（遺失物等横領） 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した者は、1年以下の懲役又は10万円以下の罰金若しくは科料に処する。

9月号 (516号)

(1) 甲は、いわゆるホストクラブにおいてホストをしていたが、客であったAが数か月間にたまった遊興費を支払うことができなかったことから、Aに対し、激しい暴行、脅迫を加えて強い恐怖心を抱かせ、さらに、風俗店などで働くことを強いて、分割でこれを支払わせるようになった。

(2) しかし、甲は、Aの少ない収入から上記のようにしてわずかずつ支払を受けることに1年ほどで飽き足りなくなり、Aに多額の生命保険を掛けた上で自殺させ、保険金を取得しようとして、令和X年1月、Aを生命保険に加入させた上、翌2月、婚姻意思がないのにAと偽装結婚して、保険金の受取人を自己に変更させた。

(3) 甲は、自らの借金の返済のため同年12月末ころまでにまとまった資金を用意する必要に迫られたことから、生命保険契約の締結から1年を経過した後にAを自殺させることにより保険金を取得するという当初の計画を変更し、Aに対し直ちに自殺を強いる一方、Aの死亡が自動車の海中転落事故に起因するものであるように見せ掛けて、災害死亡保険金を取得しようとして企てるに至った。そこで甲は、自己の言いなりになっていたAに対し、同年12月9日午前0時過ぎころ、まとまった金が用意できなければ、死んで保険金で払えと迫った上、Aに車を運転させ、それを他の車を運転して追尾する形で、同日午前3時ころ、B半島のC漁港まで行かせたが、付近に人気があったため、当日はAを海に飛び込ませることを断念した。

(4) 甲は、翌10日午前1時過ぎころ、Aに対し、事故を装って車ごと海に飛び込むという自殺の方法を具体的に指示し、同日午前1時30分ころ、C漁港において、Aを運転席に乗車させて、車ごと海に飛び込むように命じた。Aは、死の恐怖のため飛び込むことができず、金を用意してもらえないかもしれないので父親の所に連れて行ってほしいなどと話した。甲は、Aの今更めいた弁解に激怒して、Aを平手や手拳で殴打するなどの暴行を加え、海に飛び込むように更に迫った。Aが「明日やるから。」などと言って哀願したところ、甲は、Aを助手席に座らせ、自ら運転席に乗車し、車を発進させて岸壁上から転落する直前で停止して見せ、自分の運転で海に飛び込む氣勢を示した上、やはり1人で飛び込むようにと命じた。しかし、Aがなお哀願を繰り返し、夜も明けてきたことから、甲は、「絶対やれよ。やらなかったらおれがやってやる。」などと申し向けた上、翌日に実行を持ち越した。

(5) Aは、甲の命令に応じて自殺する気持ちはなく、甲を殺害して死を免れることも考えたが、それでは家族らに迷惑が掛かる、逃げてもまた探し出されるなどと思い悩み、車ごと海に飛び込んで生き残る可能性にかけ、死亡を装って甲から身を隠そうと考えるに至った。

(6) 翌11日午前2時過ぎころ、甲は、Aを普通乗用自動車(以下「本件車両」という)に乗せてC漁港に至り、運転席に乗車させたAに対し、「昨日言ったことを覚えているな。」などと申し向け、さらに、ドアをロックすること、窓を閉めること、シートベルトをすることなどを指示した上、車ごと海に飛び込むように命じた。甲は、本件車両から距離を置いて監視していたが、その場にいと、前日のようにAから哀願される可能性があると考え、もは

や実行する外ないことを A に示すため、現場を離れた。

(7) それから間もなく、A は、脱出に備えて、シートベルトをせず、運転席ドアの窓ガラスを開けるなどした上、本件車両を運転して、C 漁港の岸壁上から海中に同車もろとも転落したが、車が水没する前に、運転席ドアの窓から脱出し、港内に停泊中の漁船に泳いでたどり着き、はい上がるなどして死亡を免れた。

(8) C 漁港の海は、当時、岸壁の上端から海面まで約 1.9m、水深約 3.7m、水温約 11 度という状況にあり、このような海に車ごと飛び込めば、脱出する意図が運転者にあった場合でも、飛び込んだ際の衝撃で負傷するなどして、車からの脱出に失敗する危険性は高く、また脱出に成功したとしても、冷水に触れて心臓まひを起こし、あるいは心臓や脳の機能障害、運動機能の低下を来して死亡する危険性は極めて高いものであった。

甲に、殺人未遂罪の責めを負わせてよいか。

〈題材〉※各審級の裁判を解説中で引用・参照する。

最決平成 16・1・20 刑集 58 卷 1 号 1 頁

第 1 審 名古屋地判平成 13・5・30 同 8 頁参照

第 2 審 名古屋高判平成 14・4・16 同 20 頁参照

〈参照条文（刑法）〉

199 条（殺人） 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは 5 年以上の懲役に処する。

202 条（自殺関与及び同意殺人） 人を教唆し若しくは幫助して自殺させ、又は人をその囑託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、6 月以上 7 年以下の懲役又は禁錮に処する。

203 条（未遂罪） 第 199 条及び前条の罪の未遂は、罰する。

8月号 (515号)

甲は、元夫Aとの間にもうけた子Bとともに乙と同棲していたものである。乙は、令和X年11月20日(以下「本件当日」という)午後7時15分過ぎころ、C市内のDマンション居室内において、B(当時3歳)に対し、顔面、頭部を平手及び手拳で多数回にわたり殴打する暴行(以下「本件せっかん」という)を加え、よって、Bに脳出血等の傷害を負わせ、翌21日午前1時55分ころ、同市内のE病院において、Bを上記傷害に伴う脳機能障害により死亡させた。甲と乙が知り合い、同棲生活を営んでいた状況、本件せっかん当日の状況等について、次の(1)から(7)までの事実が認められたことを前提に、乙の本件せっかんによる傷害致死(「身体を傷害し、よって人を死亡させ」る行為〔205条〕)に対し、甲がどのような共犯の責めを負わされ得るかを検討せよ。

- (1) 甲は、Aとの間に子Bをもうけたが、その約1年半後、Aと不仲となって協議離婚し、Bの親権者となり、Bを引き取った。その約半年後、甲は、勤務先で知り合った乙と親しくなり、C市内のアパートでBを連れて乙と同棲生活を開始した(本件発生の約1年半前)。
- (2) その直後から、乙は、甲やBに対して暴力を振るうことが何度かあり、甲は、その都度、Bを連れて実母方に逃げては乙の説得に応じてよりを戻すということを繰り返していた。この間、甲は、乙の子を妊娠したことを知って乙と婚姻し、乙は、Bと養子縁組をした。なお、甲と乙の間には、令和X年1月22日、子Fが生まれた。
- (3) その後も乙の暴力が続いたことから、甲は、B・Fの親権者を甲として協議離婚し、また、一旦は乙と別れて子供との独立した生活をしようと決意して転居し、乙とBとの協議離婚も成立させたが、結局、乙の説得に応じて翻意し、同年6月初めころ、B・Fとともに乙との同棲生活を再開した。
- (4) 同棲生活の再開当初、乙は、仕事に就いていて生活が安定していたこともあって甲やBに対して暴力を振るうことはなかった。しかし、乙は、仕事に嫌気がさし、同年10月1日、仕事を辞めてアパートも引き払い、同月10日ころ、乙の実家に身を寄せ、このころから、Bを起立させて平手や手拳で殴打したりするなどのせっかんを度々加えるようになった。他方、甲は、乙のせっかんを見ても、制止することなく、「あんたが悪いんだから怒られて当たり前だ。」などと言い放ち、また、自らも、Bが夜尿をしたときに頬や尻を叩いたりすることがあった。その後、甲と乙は、乙の両親から金銭的な援助を受け、同月25日ころ、Dマンションを借り、B・Fとともに同棲生活を始めた。
- (5) Dマンションにおいて同棲生活を始めてから、乙は、何度か甲に対し、子供を連れて出て行くように言ったり暴力を振るったりしたが、いずれの際も、甲は、「これまで何度も黙って出て行ったりして悪かった。もう出て行ったりしない。」などと言って、何ら抵抗することなく乙の暴行を受け入れた。また、乙は、頻繁に、Bに対し、平手や手拳で顔面や頭部を殴打するなどの激しいせっかんを加えるようになった。甲は、乙のせっかんを見ても、Bを助けるための行動には出ず、Bが助けを求める視線を向けても、無関心な態度を示し、また、自らも、Bに対し、「お前が悪いんだ。」などと言いながら殴打したり足蹴にしたりす

ることがあった。

(6) 本件当日、甲と乙は、Fを連れて外出した後、午後7時15分ころDマンションに戻ったが、乙は、子供部屋のおもちゃが少し動いていたことから、Bがおもちゃを散らかしたと思ひ込んで立腹し、隣の寝室にいたBの方に向かった。甲は、この状況を見て、乙がBにいつものようなせっかみを加えるかもしれないと思ったが、これに対しては何もせず、数m離れた台所で米をとぎ始め、乙の行動に無関心を装っていた。乙は、Bを自分の方に向き直らせ、「お前が散らかしたのか。」などと怒鳴り、これに対してBが何も答えずに乙を睨むような目つきをしたことに腹立ちを募らせ、Bの顔面、頭部を平手及び手拳で多数回にわたり殴打した。その直後、Bは、突然短い悲鳴を上げ、倒れて仰向けになり、意識を失った。甲は、この間、乙の怒鳴り声やBを殴打する音を聞いて、やはりいつものせっかみが始まったと思ったものの、これに対しても何もせず、依然として米をとぎ続け、乙の行動に無関心を装っていたが、これまでにないBの悲鳴を聞き、慌てて寝室に行ったところ、既にBは身動きしない状態になっていた。甲と乙は、乙の運転する自動車にBを乗せてE病院に向かい、同病院到着後、Bは、直ちに開頭手術を受けたものの、翌21日午前1時55分ころ、脳機能障害により死亡した。

(7) 本件せっかみの際、甲は、乙に対する愛情と執着心から、Bの母親であるという立場よりも乙との内縁関係を優先させたいと思っていた。他方、乙は、以前から甲に見られているとせっかみがやりにくいと感じており、本件せっかみの際も、後ろを振り返って甲がいなかどうかを確かめるなどして、甲の反応をうかがっていた。

〈題材〉※各審級の裁判を解説中で引用・参照する。

札幌高判平成12・3・16判時1711号170頁

第1審 釧路地判平成11・2・12判時1675号148頁

7月号 (514号)

甲は、令和X年1月1日午前4時ころ、友人乙の居室から飲食店Aに電話をかけて同店に勤務中の女友達と話していたところ、店長のBから長い話はだめだと言われて一方的に電話を切られた。立腹した甲は、再三にわたり電話をかけ直して女友達への取次ぎを求めたが、Bに拒否された上、侮辱的な言葉を浴びせられて憤激し、殺してやるなどと激しく怒号し、A店に押しかけようと決意して、同行を渋る乙を強く説得し、包丁(刃体の長さ約14.5cm)を持たせて一緒にタクシーで同店に向かった。甲は、タクシー内で、自分もBとは面識がないのに、乙に対し、「おれは顔が知られているからお前先に行ってくれ。けんかになったらお前をほうっておかない。」などと言い、さらに、Bを殺害することもやむを得ないとの意思の下に、「やられたら包丁を使え。」と指示するなどして説得し、同日午前5時ころ、A店付近に到着後、乙を同店出入口付近に行かせ、少し離れた場所で同店から出て来た女友達と話をしたりして待機していた。乙は、内心ではBに対し自分から進んで暴行を加えるまでの意思はなかったものの、Bとは面識がないからいきなり暴力を振るわれることもないだろうなどと考え、A店出入口付近で甲の指示を待っていたところ、予想外にも、同店から出て来たBに甲と取り違えられ、いきなり襟首をつかまれて引きずり回された上、手拳等で顔面を殴打されコンクリートの路上に転倒させられて足蹴にされ、殴り返すなどしたが、頼みとする甲の加勢も得られず、再び路上に殴り倒されたため、自己の生命身体を防衛する意思で、とっさに包丁を取り出し、甲の前記指示どおり包丁を使用してBを殺害することになって、もやむを得ないと決意し、包丁でBの左胸部等を数回突き刺し、心臓刺傷及び肝刺傷による急性失血により同人を死亡させた。

甲及び乙に、殺人の罪の共同正犯の責めを負わせてよいか。

〈題材〉※各審級の裁判を解説中で引用・参照する。

最決平成4・6・5刑集46巻4号245頁

第1審 東京地判平成元・7・13同256頁参照

第2審 東京高判平成2・6・5同264頁参照

〈参照条文(刑法)〉

36条(正当防衛)1項 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、やむを得ずにした行為は、罰しない。

同2項 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

60条(共同正犯) 2人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

199条(殺人) 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する。

6月号 (513号)

甲は、電設会社 A の代表取締役として、同社が請け負う電力ケーブル接続工事等に従事するものであり、昭和 61 年 3 月下旬、同社従業員らを使用して、同社が鉄道会社 B から C 線開通工事の一環として請け負った D トンネル内の電力ケーブル接続工事を行った。D トンネル内には、その両端に設置された E 変電所と F 変電所を結ぶ形で高圧電力ケーブルが敷設されていた。甲が行ったのは、この電力ケーブルを別の施設 (G 開閉所) に分岐送電するための工事であり、分岐のための装置 (Y 分岐接続器) を使用してその内部の Y 字型接続部分に各ケーブルを接続する (二股側に E 変電所へ通じるケーブル及び F 変電所へ通じるケーブルを接続し、一股側に G 開閉所へ通じるケーブルを接続する) というものであった (以下「本件接続工事」という)。

高圧電力ケーブルは、同心円状に導体 (芯線)・絶縁体・金属遮へい層を有する構造となっている。金属遮へい層は、電界緩和 (絶縁体に加わる電気ストレスの分散) により、絶縁の劣化や漏電の発生等を防止する役割を担っており、そこに流れる電流 (誘起電流) が接地されることによってその役割を果たす。本件接続工事において、その接地は、Y 分岐接続器の二股側に接続されたケーブルのうちの E 変電所へ通じるケーブルの金属遮へい層 (銅テープ) を通じてのみ (E 変電所において) 行われる方式 (片端接地方式) であり、正常な接地を施すためには、二股側に接続された各ケーブルの銅テープをつなぐ形で接地銅板 (小) を、一股側に接続されたケーブルの銅テープと二股側に接続されたケーブルのうちの一方の銅テープをつなぐ形で接地銅板 (大) を、それぞれ取り付けなければならない。

甲は、これまで同種の工事に従事した経験を有していたが、本件接続工事を行うに当たって、作業手順書も読まず、また、Y 分岐接続器の部品が全て備わっているかどうかの確認もしないまま、作業を始めた。甲は、Y 分岐接続器の組上げがほぼ完了した時点で、接地銅板が取り付けられていないことに気付いた。甲は、接地銅板 (大・小) を取り寄せ、それらを手に入れた後、作業を再開したが、接地銅板 (大) は取り付けることができたものの、接地銅板 (小) は、ボルトの取付け位置がずれていたため、取り付けることができなかった。

甲は、二股側の各ケーブルの銅テープの間の電気抵抗値を測定し、抵抗値不検出との結果を得た。ただし、その測定に使用した計器 (絶縁抵抗計) は、大電流に対する抵抗値を計測するためのものであり、誘起電流のように微弱な電流に対する抵抗値の計測には不適であった。抵抗値が検出されなかったのはそのためである。しかし、甲は、この測定結果から、接地銅板 (小) を取り付けなくても問題なく電流が流れる道 (接地線) ができており、正常な接地が施されたと判断し、結局、接地銅板 (小) を取り付けないまま、作業を終えた。

D トンネル内の高圧電力ケーブルへの通電は、昭和 61 年 4 月 21 日に開始され、その後、B 社 C 線の列車の運行が開始された。昭和 62 年 9 月 21 日午後 4 時過ぎ、D トンネル内で火災が発生し (以下「本件火災」という)、折から同トンネル内に進入してきた C 線下り列車が立ち往生し、同列車の乗客らが死傷した。

本件火災は、次の経過を辿って発生したものである。①接地銅板 (小) が取り付けられな

かったために正しく接地されなかった誘起電流は、まずは接続器の外表部の半導電層（導体から生じる放電による絶縁劣化を防ぐための電界緩和の役割を担うもの）に流れる。②この漏流の際、小さいけれども非常に高温の電弧（アーク）が生じ、それに晒された物質に特殊な炭化（グラファイト化）が生じる。③グラファイトは導電性を有するため、そこに導電路（トラック）が形成される（炭化導電路の形成）。④形成されたトラックに誘起電流が漏流する。⑤漏流が繰り返されることによってトラックが広がってゆき、それに伴ってアークも増す（炭化導電路の拡大）。⑥アークの増大に伴って高熱が生じる。⑦高熱に晒された物質が熱分解して可燃性ガスが生じ、接続器を覆っているカバー内に溜まる。⑧可燃性ガスが漏電に伴って生じる放電（火花）によって引火し、火災に至る。

炭化導電路の形成という現象（トラッキング現象）は、本件火災の原因調査によって判明したものであり、本件火災の発生以前に学術的に報告された例はなく、専門家にも全く知られていなかった。甲に、業務上失火及び業務上過失致死傷の罪の責めを負わせてよいか。

5月号 (512号)

- (1) Aは、その夫Bを事故死に見せ掛けて殺害することを甲に依頼し、甲は、これを引き受けた。甲は、配下の乙・丙と共に、Bの殺害を実行することにした（以下、甲・乙・丙を「甲ら」という）。
- (2) 甲は、自己が運転し、乙・丙が同乗する自動車（以下「甲車」という）を、C市内の路上においてBの運転する自動車（以下「B車」という）に衝突させ、Bを、示談交渉を装って甲車に誘い入れ、クロロホルムを使って失神させた上、自動車で数分程度の距離にあるC工業港まで運び、B車ごと岸壁から海中に転落させて溺死させるという計画を立てた。甲らは、令和X年8月18日、甲車にクロロホルム等を積んで出発した。
- (3) 同日夜、甲らは、Aから、Bが自宅を出たとの連絡を受け、C市内の路上において、計画どおり、甲車をB車に追突させた上、示談交渉を装ってBを甲車の助手席に誘い入れた。同日午後9時30分ころ、乙が多量のクロロホルムを染み込ませてあるタオルをBの背後からその鼻口部に押し当て、丙もその腕を押さえるなどして、クロロホルムの吸引を続けさせてBを昏倒させた（以下、この行為を「第1行為」という）。その後、甲らは、Bを約2km離れたC工業港まで運んだが、Aを呼び寄せてBの殺害を見届けさせようと考え、Aに電話をかけてその旨を伝えた。同日午後11時30分ころ、Aが到着したので、甲らは、ぐったりとして動かないBをB車の運転席に運び入れた上、同車を岸壁から海中に転落させて沈めた（以下、この行為を「第2行為」という）。
- (4) Bの死因は、溺水に基づく窒息、又は、クロロホルム摂取に基づく呼吸停止等であるが、いずれであるかは特定できない。Bは、第2行為の前の時点で、第1行為によって死亡していた可能性がある。
- (5) 甲らは、第1行為自体によってBが死亡する可能性があるとの認識を有していなかった。しかし、客観的に見れば、第1行為は、人を死に至らしめる危険性の相当高い行為であった。

甲らに、殺人既遂の共同正犯の責めを負わせてよいか。なお、甲らが共同正犯（「共同して犯罪を実行した者」〔刑60条〕）に当たることは認められるものとする。

〈題材〉※各審級の裁判を解説中で引用・参照する。

最決平成16・3・22刑集58巻3号187頁

第1審 仙台地判平成14・5・29同201頁参照

第2審 仙台高判平成15・7・8同225頁参照

〈参照条文（刑法）〉

38条（故意）1項本文 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。

43条（未遂減免）本文 犯罪の実行に着手してこれを遂げなかった者は、その刑を減輕することができる。

199条（殺人） 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処する。

4月号 (511号)

甲は、2名と共謀の上、令和X年3月6日午前3時40分ころ、A(当時42歳)を、普通乗用自動車(以下「甲車」という)後部のトランク内に押し込め、トランクカバーを閉めて脱出できないようにした。甲は、甲車を発進させ、数分間走行させた後、呼び出した知人らと合流するため、B市内の路上で停車した。その停車した地点は、車道の幅員が約7.5m(片側1車線)の、ほぼ直線の見通しのよい道路上であった。

甲が停車して数分後(同日午前3時50分ころ)、甲車の後方から乙運転の普通乗用自動車(以下「乙車」という)が走行してきたが、乙は、前方をよく見ていなかったため、停止中の甲車に至近距離に至るまで気付かず、乙車は、甲車のほぼ真後ろから時速約60kmでその後部に追突した。これにより、甲車後部のトランクは、その中央部がへこみ、トランク内に押し込められていたAは、第2・第3頸髄挫傷の傷害を負い、間もなく同傷害によって死亡した。

甲に、逮捕監禁致死罪の責めを負わせてよいか。

〈題材〉※各審級の裁判を解説中で引用・参照する。

最決平成18・3・27刑集60巻3号382頁

第1審 大阪地判平成16・12・24同394頁参照

第2審 大阪高判平成17・9・13同401頁参照

〈参照条文(刑法)〉

220条(逮捕及び監禁) 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、3月以上7年以下の懲役に処する。

221条(逮捕等致死傷) 前条の罪を犯し、よって人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。